(令和7年3月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、SDGs に取り組む市内の事業者や団体を桐生市 SDGs パートナー(以下「パートナー」という。)として登録し、取組内容を可視化することでその活動を後押しするとともに、事業者の価値向上や競争力強化を図り、公民連携やパートナー同士の連携のもと、より一層の取組を推進することで地域課題の解決や持続可能なまちづくりにつなげることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) SDGs 2015年9月に国連において採択された「持続可能な開発のための20 30アジェンダ」で掲げられた2030年に向けての国際社会の共通目標をいう。
  - (2) 事業者等 市内に事業所等を有し、事業活動を行う企業、法人その他の民間団体をいう。

(パートナー及び市の取組)

- 第3条 パートナーは、SDGs の理念を踏まえた次の取組を行うものとする。
  - (1) SDGs の達成に資する取組
  - (2) SDGs の普及啓発及び理解促進に資する取組
  - (3) 市又は他のパートナーと連携した、前2号に掲げる取組
  - (4) 前3号に掲げる取組のウェブサイト等による公表
- 2 市は、次の取組を行うものとする。
  - (1) 前項に掲げるパートナーの取組の推進に資する取組
  - (2) 前項に掲げるパートナーの取組のウェブサイト等による公表 (パートナーの資格)
- 第4条 パートナーは、市と連携しながら SDGs の普及啓発及び SDGs の達成に向けた取組を行う意欲がある事業者等とする。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本制度の対象外とする。
  - (1) 個人(個人事業者を除く。)
  - (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
  - (3) 桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等のいずれかに該当する者
  - (4) 市税を滞納している者
  - (5) その他市長がふさわしくないと判断した者

(登録の申請)

- 第5条 パートナーとして登録を希望する事業者等は、桐生市 SDGs パートナー登録申請書(様式第1号)により、市長に申し込むものとする。
- 2 前項に規定する申請手続は、オンライン(インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。)で行うことができる。 (パートナーの登録)
- 第6条 市長は、前条の規定による申請の内容が適当であると認めるときには、当該申請を行った事業者等をパートナーとして登録するものとする。 (登録の通知)
- 第7条 市長は、パートナー登録の可否を決定したときは、申請事業者に対し、桐生市 SDGs パートナー(登録・不登録)決定通知書(様式第2号)によって、その結果を通知するものとする。
- 2 市長は、登録を決定した事業者に対し、桐生市 SDGs パートナー登録証を交付するものとする。

(パートナーの登録期間)

- 第8条 パートナーの登録期間は、登録日から登録日の属する年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する1月前までにパートナーから登録取消しの届出がない場合は、さらに1年間延長できるものとし、以降においても同様とする。
- 2 前項ただし書の規定に関わらず、登録期間は、2030年度末を限度とする。 (登録内容の変更等)
- 第9条 パートナーは、登録内容を変更し、又は登録を取り消す場合は、桐生市 S DGs パートナー登録(変更・取消)届出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

- 第10条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。
  - (1) パートナーから登録取消しの届出があったとき。
  - (2) 提出書類に虚偽記載があることが判明したとき。
  - (3) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
  - (4) 市内に事業所等がなくなったとき。
  - (5) パートナーとして適当でないと市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、事業者等に桐生市 SDGs パートナー登録取消通知書(様式第4号)により通知するとともに、桐生市 SDGs パートナー登録証の返還を求めるものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により登録を取り消されたパートナーに損害が生じても、 その責めを負わない。

(表彰)

第11条 市長は、SDGs に関する優れた取組を行うパートナーを表彰することができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

桐生市 SDGs パートナー登録申請書 「別紙参照〕

様式第2号(第7条関係)

桐生市 SDGs パートナー(登録・不登録)決定通知書 [別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

桐生市 SDGs パートナー登録(変更・取消)届出書 [別紙参照]

様式第4号(第10条関係)

桐生市 SDGs パートナー登録取消通知書 「別紙参照〕